



JR 東労組水戸

JR 東労組 水戸地方本部
発行責任者 村田祐一
編集 情宣部担当

2026.2.7

No.32

申3号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」解明申し入れ団体交渉実施③

10. 各事業本部の境界を明らかにすること。また、指揮命令系統を明らかにすること。

組合：各事業本部の境界を明らかにすること。

会社：管理エリアについて、土浦事業本部が常磐線藤代駅～羽鳥駅間、水戸事業本部が常磐線岩間駅～大津港駅間、水戸線小田林駅～友部駅間、水郡線水戸駅～磐城守山駅間、上菅谷駅～常陸太田駅間、浜通り事業本部が常磐線勿来駅～新地駅間となる。

組合：各事業本部の乗務範囲や設備部の保守エリアについて明らかにすること。

会社：乗務範囲は現行の各統括センターの乗務範囲と同様である。設備部の保守エリアは現行の水戸支社の保守エリアを保守することとなる。

組合：指揮命令系統について明らかにすること。

会社：就業規則に則り取り扱うこととなる。例として水郡線統括センター乗務員の場合、事業本部長→事業推進部長→地域共創モビリティユニット長→常陸大子ベース長→常陸大子ベース副長→常陸大子ベース乗務員となる。

11. 各事業本部の拠点の所在地及び間内改良について明らかにすること。

組合：各事業本部の拠点の所在地について明らかにすること。

会社：現行の支社や代表的な統括センターの活用を検討している。間内改良等も含めて本社と現在調整中である。

土浦事業本部は土浦統括センター及びその近傍、水戸事業本部は水戸統括センター、水戸支社及びその近傍。

浜通り事業本部はいわき統括センター及びその近傍である。

組合：現在の各統括センターの乗務職場及び各設備技術センターの建物等の使用について明らかにすること。

会社：現行の乗務職場や各設備技術センター及びメンテナンスセンターの設備等、当社の持っている施設はそのまま使用する考えである。間内改良など、予算も含めて現在調整中であり、7月1日段階では現行の施設を利用する考えである。決定次第、社員に周知する考えである。

12. 土浦事業本部の箇所体制について、土浦統括センターの現行から一般の変形2減少する理由を明らかにすること。

13. 水戸事業本部の箇所体制について、水戸統括センター、勝田統括センター、水郡線統括センター、水戸保線設備技術センター、水戸土木設備技術センター、水戸建築設備技術センター、水戸電力設備技術センター、水戸信号通信設備技術センター、勝田車両センターの各現行の総数から変形等の管理5減少、一般7減少、交代の管理2増加する理由を明らかにすること。

14. 浜通り事業本部の箇所体制について、いわき統括センター、原ノ町統括センターの各現行の総数から変形等の管理2減少及び一般2減少する理由を明らかにすること。

組合：各事業本部の出面が変更する理由を明らかにすること。

会社：各統括センター発足時に旧地区指導センターを企画グループで運営してきた。現場第一線の業務として出面管理してきたが、事業本部化で臨機応変に対応する企画部門に改める。支社は非定形業務のため出面管理は行っていない。企画グループも同様の管理とするため、各事業本部で減少が発生している。

組合：水戸事業本部は土浦・浜通り事業本部と比べて減少数が多いとの交代の管理2増加する理由を明らかにすること。

会社：勝田統括センターの乗務職場の当直は現行フレックス制度を導入している。所定労働時間の変更により、点呼に支障が出ることから、当直のフレックス制度を取りやめ、泊まりに変更する。そのため管理の変形等4減少し、交代2増加することとなる。いわき統括センター乗務職場でもフレックス制度を導入しているが、こちらに変更はない。

16. 現行の設備・電気部門の技術センターとメンテナンスセンターの今後の配置の考え方と保守エリアについて明らかにすること。

組合：事業本部化において、現行から変更となる体制を明らかにすること。

会社：電気部門において、電力と信号通信の各原ノ町メンテナンスセンターをいわきメンテナンスセンターの業務と統合し、いわきオフィスとして設備の維持管理業務を行う考えである。原ノ町メンテナンスセンターの施設はデポとして異常時対応等、業務がある際に使用する考えである。

組合：参考資料P20に電力と信号通信の体制が示されている。グループ分けされているが、今施策での体制を明らかにすること。

会社：各設備技術ユニットで行う業務について示している。様々な業務を行うことができる体制を構築する考えである。また多くの知識を得て業務を行う社員もいれば、スペシャリストとして業務を行う社員も在籍することとなる。

組合：各設備技術ユニットとパートナー会社との関係について、変更の有無を明らかにすること。

会社：変更はない。工事の契約等は各ユニット長の権限となる。

17. 設備部の各UTの見張員の運用について、明らかにすること。

組合：保線と電力など、他系統で見張員の運用を行うのか明らかにすること。

会社：現行の触車事故防止マニュアルに基づき、見張員を運用する。いわきエリアでは、人がいない時に電力設備点検で保線社員が見張員を行う場合がある。共通の触車事故防止マニュアルに基づき、見張員の運用を行っている。